

全社民発第 247 号
令和 8 年 3 月 12 日

都道府県・指定都市互助共励事業実施主体 事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 池 上 実
(公 印 略)

令和 8 年度 全国民生委員互助共励事業の実施および 互助共励事業の手引き(冊子)の送付について

本会の事業推進につきまして日頃より格別のご協力を賜り深謝申しあげます。

令和 8 年度の互助共励事業を、別添「令和 8 年度 全国民生委員互助共励事業の手引き」により実施いたしますので、ご案内申しあげます。互助共励事業の実施にあたり留意事項等にご配慮のうえ、適切な運営にご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、手引き(冊子)は、下記により送付いたします。貴都道府県・指定都市内の互助共励事業実施主体への配布につき、お取り計らいくださいますようお願い申しあげます。

記

1. 「令和 8 年度 全国民生委員互助共励事業」実施内容等について

令和 8 年度事業の実施にあたり、以下の「互助共励事業の手引き」に関する主な変更点」にご留意ください。なお、令和 8 年度事業計画および予算は、令和 7 年度第 2 回運営委員会にて了承されていることを申し添えます。

全国民生委員互助共励事業の手引きに関する主な変更点

- 一般傷病に関する期間の記載を「療養期間」に統一
- 災害見舞に関して、仮設住宅を対象に含めることを追記
- 退任慰労に関して、主任児童委員から民生委員・児童委員になる方については、民生委員・児童委員としての任期は継続しており、退任ではないため、対象外となることを追記

2. 「令和8年度 全国民生委員互助共励事業の手引き」の送付部数について
 - ・ 貴会への送付部数は別紙①「配布数一覧」のとおり。
発送代行業者（株式会社 東伸社）より一括してお送りします。
 - ・ 貴都道府県・指定都市内の市区町村互助共励事業実施主体へ配布いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 申請・報告様式のデータについて
申請・報告様式等は「全国民生委員互助共励事業ホームページ」よりダウンロードいただけます。掲載については只今作業中のため、3月末に更新の予定です。

● 「全国民生委員互助共励事業ホームページ」URL

<https://www2.shakyo.or.jp/gojokyourei/index.html>

* 本件に関するお問合せ先

全国社会福祉協議会民生部（担当：土谷、野口）

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

Tel.03-3581-6747 / Fax.03-3581-6748

E-mail:z-gojo-hoken@shakyo.or.jp